

論 説

長期資産減損会計の会計的役割

伊 丹 清

はじめに

- I 保有目的と使用目的の資産の会計処理
 - II 処分目的の資産の会計処理
- おわりに

はじめに

現在、会計は金融商品を中心に、従来の近代会計学が基本とする取得原価から離脱し、公正価値での評価を導入しつつある。そして、その公正価値のもつともよい証拠は、公開市場価格 (quoted market price) であるとされている⁽¹⁾。それゆえ、換言すれば、公正価値での評価とは、従来の取得原価に代えて時価評価を導入することを意味していると言えよう。とりわけ、アメリカにおいては、その傾向は金融商品にとどまらず、拡大する方向にある。そのような例のひとつが長期資産会計である。本稿では、FASBステイトメント第121号『長期資産および処分目的の長期資産の減損の会計』(Accounting for the Impairment of Long-Lived Assets and for Long-Lived Assets to Be Disposed Of—以下、SFAS第121号と略す)をもとに、そのような特徴をもつ最近のアメリカの長期資産会計について検討する。本稿の目的は、SFAS第121号に規定される会計処理が、財務諸表にどのような影響を与えるのか、そして、その影響がどのような意味をもつかを明らかにすることである。換言すれば、そのような会計処理の現実的機能を解明する点にある。

I 保有目的と使用目的の資産の会計処理

FASBステイトメント第121号『長期資産および処分目的の長期資産の減損の会計』は、すべての実体の保有目的と使用目的の長期資産とある種の確認可能な無形資産 (certain identifiable intangibles)，そのような資産と関連する暖簾，ならびに処分目的の長期資産とある種の確認可能な無形資産を適用対象とするものである⁽²⁾。まず、保有目的と使用目的の資産の会計処理から見てみよう。保有目的と使用目的の資産については、長期資産とある種の確認可能な無形資産，そしてそのような資産と関連する暖簾の二つに分けて規定されている。そして、前者の長期資産およびある種の確認可能な無形資産については、資産繰越額が回復可能でないことを示す事象ないしは環境の変化が存在する場合は、つねに、その減損を検討するものとされている⁽³⁾。さらに、SFAS第121号は、そのような繰越額の回復可能性を評価すべき事象ないしは環境の変化の例として、以下の事項をあげている⁽⁴⁾。

- a. 資産の市場価額の顕著な下落
- b. 資産を使用する範囲ないしは方法の重大な変更、あるいは資産の重大な物理的変化
- c. 資産価額に影響を与える法的要因のないしはビジネス環境の重大かつ不利な変化、あるいは規制者による不利な行動または評価
- d. 資産を取得あるいは契約するのに当初予測される金額を大きく超過する累計コスト
- e. 収益を生む目的で使用される資産と関連する損失が継続することを実証する、営業損失またはキャッシュ・フロー損失の変遷、あるいは現在の動向を基とした予測(projection)または予測(forecast)と結びついた、現在の営業損失またはキャッシュ・フロー損失

SFAS第121号は、このような事象ないしは環境の変化が存在する場合、その資産の使用と最終処分から予測される将来キャッシュ・フローの見積を実体に求めている。この場合の将来キャッシュ・フローとは、将来キャッシュ・インフローと将来キャッシュ・アウトフローの差額、すなわち将来純キャッシュ・フローである。そして、割引かない、利子負担のない(undiscounted and without

interest charge) そのような予測将来キャッシュ・フロー (expected future cash flows) の合計額が、資産繰越額を超えない場合は、減損損失 (impairment loss) を認識する。なお、その減損損失の金額については、資産繰越額が公正価値を上回る超過額でもって測定する。他方、資産繰越額を超えない場合は、減価償却方針の再検討が奨励されるが、減損損失そのものは認識しない⁽⁵⁾。

ところで、この減損損失額の測定に際しての公正価値の見積には、FASBステイトメント第107号『金融商品の公正価値の開示』(Disclosures about Fair Value of Financial Instruments—以下、SFAS 第107号と略す)の方針が踏襲されている⁽⁶⁾。すなわち、SFAS 第121号においても、公開市場価格 (quoted market price) が公正価値見積の基本とされるが、それが利用できない場合は、類似資産の価格とその環境下で利用可能な評価技法による結果を考慮すべきものとされている。そのような評価技法としては、関連リスクを織り込んだ割引率を使った見積予測将来キャッシュ・フローの現在価値 (the present value of estimated expected future cash flows using a discount rate commensurate with the risks involved)，オプションプライシング・モデル、マトリックス・プライシング、オプション調整スプレッド・モデル、ファンダメンタル分析があげられている⁽⁷⁾。SFAS 第107号とSFAS 第121号はどちらも、公開市場価格を基本とするものの、それが利用できない場合は多様な評価技法を使用することを認めている。換言すれば、それらは、「公正価値」概念でもって、公開市場価格という時価の評価にとどまらず、時価に準ずる多様な評価技法をも認めるものであり、取得原価からのさらなる離脱を意味している。とくに、SFAS 第121号は、開示にかかるステイトメントである SFAS 第107号と異なり、財務諸表本体にそのような評価技法を認めるものである。それゆえ、そのような評価が利益計算に反映されうるのである。

さらに、SFAS 第121号は、資産の減損の存在の確認と測定に予測将来キャッシュ・フローを用いる場合、他のグループとは無関係の確認可能なキャッシュ・フローの存在という最低限のレベルで、資産をグループ分けすることを求めている⁽⁸⁾。他方、回復可能性がテストされる資産がそのような無関係のキャッシュ・

フローをもたないケースでは、減損損失のテストは、実体レベルで行うものとされている。そのようなケースの会計処理は、二通りある。まず、資産が実体にサービス・ポテンシャルを提供しないと予測される場合、繰越額とそして公正価値と売却コストの差額との低価法でもって、その資産を除却または処分のために保有しているように計上する。反対に、サービス・ポテンシャルを提供すると予測され、そして実体の割引がない、利子負担のない予測将来キャッシュ・フローの合計額が、実体の資産繰越額を超えない場合は、減損損失を認識する⁽⁹⁾。すなわち、回復可能性がテストされる資産が他の資産グループと無関係の確認可能なキャッシュ・フローをもたないケースでは、サービス・ポテンシャルの提供が予測される場合のみ、減損損失を認識するのである。

以上のような方法によって減損を認識した場合は、減額した資産繰越額が新しいコストとされ、償却性資産の場合は、その新コストでもって残存期間に減価償却するものとされている。また、過去に認識した減損損失の戻入れ(restoration)は禁じている⁽¹⁰⁾。このように、SFAS 第121号は、戻入「益」の計上を認めず、あくまで「損失」の計上のみを認めるところに特徴があると言える。そして、この減損損失は、損益計算書の税引前継続営業利益の構成要素として報告しなければならない⁽¹¹⁾。すなわち、この減損損失は、現在検討されている一部のヘッジ会計のようにその他の包括利益とする場合と異なり⁽¹²⁾、直接その期の損益計算に影響を与えるのである。また、この会計処理によると、従来の除却や処分時点の損失認識よりも早期に損失を認識することになる。では、つぎに、このような資産と関連する暖簾の会計処理について見ておこう。

合併会計にパーチェス法を用いており、その取得資産の回復可能性をテストする場合は、暖簾を先に見た資産グループの一部に含めなければならない。その場合、取得資産の全部ではなく一部の回復可能性がテストされ、その資産と暖簾を関連づける適切な方法がないならば、その資産と相関関係のある資産の取得日の公正価値を使って、テストする資産に暖簾を比例配分しなければならない。そして、暖簾が減損損失を被る資産と関係する場合は、その資産の繰越額の減額が行われる前に、それに相当する暖簾の繰越額を消去しなければならない⁽¹³⁾。すなわち、暖簾が減損損失を被る資産と直接関連づけられる場合は、

暖簾の相当額を消去し、そうでなければ、テストする資産に公正価値でもって比例配分することになる。つまり、この会計処理によれば、暖簾は資産と関連づけて償却されることになるのである。

以上のように、保有目的と使用目的の長期資産やある種の確認可能な無形資産については、繰越額が回復不可能なことを示す事象または環境の変化があれば、つねに回復可能性をテストしなければならない。そして、その資産から見積もられる割引かない、利子負担のない予測将来キャッシュ・フローの合計額が、その資産繰越額を下回る場合は、減損損失を認識し、そして公正価値と繰越額の差額でもってその金額を測定するのである。また、合併でパートチエス法を用いる場合、そのような資産と関連する暖簾は、減損損失を被る資産と直接関連づけられるケースではその相当額を消去し、そうでなければ、公正価値でもってテストする資産に比例配分する。そして、このような保有目的と使用目的の資産の減損損失は、損益計算書の税引前継続営業利益の構成要素として報告するとされる。このようなSFAS第121号の会計処理は、公正価値という概念でもって、公開市場価格にとどまらず、時価に準ずる多様な評価技法を財務諸表本体に導入することを認めるものであると言える。また、その減損損失は、回復可能性のテスト時点で認識され、税引前継続営業利益の構成要素とされるがゆえに、従来よりも早期の損失認識を可能とし、利益のマイナス要素として直接機能するであろう。では、つぎに、処分目的の資産の会計処理について検討しよう。

II 処分目的の資産の会計処理

SFAS第121号は、ある種の処分目的の資産について繰越額と正味実現可能価値との低価法での測定を求めるAPBオピニオン第30号『営業結果の報告—事業セグメントの処分、ならびに臨時の、異常なそして頻繁に発生しない事象と取引の影響の報告』(Reporting the Results of Operations – Reporting the Effects of Disposal of a Segment of a Business, and Extraordinary, Unusual and Infrequently Occurring Events and Transactions) の適用を受ける資

産⁽¹⁴⁾と、経営者が売却または除却による処分プランをコミットする資産を除いて、処分目的の長期資産とある種の確認可能な無形資産に対して、公正価値と売却コストの差額と繰越額との低価法による報告を求めている⁽¹⁵⁾。その場合、公正価値を現在の市場価額ないしは類似資産の現在の売却価格を使って測定するならば、公正価値と売却コストは割引いてはならない。他方、売却が1年以上先で、公正価値を割引予測将来キャッシュ・フローで測定する場合は、売却コストも割引かなければならぬ。また、処分目的で保有する期間には、減価償却および償却（amortized）してはならない⁽¹⁶⁾。そして、その後の公正価値と売却コストの差額の見積の修正については、繰越額が低価法適用前の取得価額と減価償却累計額ないしは償却（amortization）累計額の差額を超えない場合は、処分目的の資産の繰越額の調整として報告するものとされている⁽¹⁷⁾。なお、以上の規定を適用して発生する利得または損失は、保有目的と使用目的の資産の場合と同様、税引前継続営業利益の構成要素として損益計算書に報告しなければならない⁽¹⁸⁾。このように、SFAS 第121号は、一部の処分目的の資産に対しては、公正価値と売却コストの差額と繰越額との低価法を用いることを求め、そして保有目的と使用目的の資産の場合と異なり、低価法適用前の帳簿価額を超えない範囲で継続的に評価替を行うことを求めている。この処理によれば、繰越額は低価法適用前以下になり、その結果、従来の資産処分や除却時点よりも早期に損失を認識することになるであろう。また、その利得・損失は、税引前継続営業利益の構成要素とするとされており、したがって直接利益計算に影響を与える。ただし、そのような利得の発生は見積の修正のケースだけであり、しかもそれは低価法適用前の帳簿価額を超えない範囲に限られる。それゆえ、重点は損失の早期認識にあると思われる。

おわりに

本稿で検討したように、SFAS 第121号は、保有目的と使用目的の長期資産やある種の確認可能な無形資産に対して、その繰越額が回復不可能なことを示す事象または環境の変化があれば、つねに回復可能性をテストすることを求め

ている。そして、その資産から割引かない、利子負担のない予測将来キャッシュ・フローの合計額が、その資産繰越額を下回る場合は、減損損失を認識し、公正価値と繰越額の差額でもってその金額を測定する。また、合併でパーティクルズ法を用いる場合の暖簾については、減損損失を被る資産と直接関連づけられるケースでは相当額を消去し、そうでなければ、公正価値でもってテストする資産に比例配分すると規定している。さらに、一部の処分目的の資産に対しては、公正価値と売却コストの差額と繰越額による低価法を用い、低価法適用前の帳簿価額を超えない範囲で継続的に評価替を行うことを求めている。そして、このような会計処理による損失（処分目的の資産では利得も含めて）は、損益計算書の税引前継続営業利益の構成要素として報告するものとされている。

では、SFAS 第121号が規定するこのような会計処理は、どのような機能を果たすのであろうか。まず、SFAS 第121号は、公正価値という概念でもって、公開市場価格にとどまらず、時価に準ずる多様な評価技法を財務諸表本体への導入を認め、取得原価からの離脱をさらに押し進めるところに、最大の特徴があると言える。そして、そのような評価に伴う利得・損失は、その期の税引前継続営業利益の構成要素として損益計算書に計上される。とくに、保有目的と使用目的の資産では減損損失の戻入れ(restoration) は禁じられており、あくまで「損失」の計上、すなわち利益のマイナス要素として直接機能することに焦点があると言える。また、処分目的の資産についても、一部利得が計上されるものの、その重点は損失の認識にあると言える。くわえて、回復可能性のテスト時点での損失の認識は、従来の除却や資産処分よりも損失の認識を早期化することを可能にするであろう。したがって、SFAS 第121号による長期資産会計は、時価に準ずる多様な評価技法を認めるとともに、それにともなう損失の認識の早期化を通じて、利益の早期縮小化を図る点に、その現実的機能があると言える。

注

(1) この点については、たとえば以下の文献を参考にされたい。

Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No. 107, *Disclosures about Fair Value of Financial Instruments*, pars. 5 and 10-15.

拙稿「金融商品会計における『開示』の役割」(『高知論叢』第60号, 1997年11月)

Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No. 121, *Accounting for the Impairment of Long-Lived Assets and for Long-Lived Assets to Be Disposed Of*, par.7. (本稿の注(7)も参照されたい。)

(2) FASB Statement No. 121, par. 3.

ただし、金融商品、金融機関の長期顧客関係（たとえば、コア預金無形資産およびクレジットカード保有者無形資産）、モーゲージとその他のサービス権、繰延方針の取得原価、繰延税資産、ならびに以下に規定される資産は適用除外される（*Ibid.*, par. 3.）。

a. FASB ステイトメント第50号『レコードおよび音楽産業の財務報告』

(*Financial Reporting in the Record and Music Industry*)

b. FASB ステイトメント第53号『映画製作会社ならびに配給会社の財務報告』

(*Financial Reporting by Producers and Distributions of Motion Pictures Films*)

c. FASB ステイトメント第63号『放送会社の財務報告』(*Financial Reporting by Broadcasters*)

d. FASB ステイトメント第86号『販売用、リース用、その他売買用のコンピュータ・ソフトウェアのコストの会計』(*Accounting for the Costs of Computer Software to Be Sold, Leased, or Otherwise Marketed*)

e. FASB ステイトメント第90号『規制企業—プラント・コストの放棄および引当取崩の会計』(*Regulated Enterprises—Accounting for Abandonments andDisallowances of Plant Costs*)

(3) FASB Statement No. 121, par. 4.

(4) *Ibid.*, par. 5.

(5) *Ibid.*, pars. 6-7.

(6) FASB ステイトメント第107号は、金融商品の公正価値の開示を求めるものであり、その見積には公開市場価格（quoted market price）が最善であるとしている。ただし、それが利用できない場合、類似金融商品の公正価値、ないしは関連リスクを織り込んだ割引率を使った見積予測将来キャッシュ・フローの現在価値（the present value of estimated expected future cash flows using a discount

rate commensurate with the risks involved), オプションプライシング・モデル、マトリックス・プライシング・モデルといった評価技法に基づくとしている (FASB Statement No. 107, pars. 10-11.)。

なお、この点に関しては、前掲拙稿も参照されたい。

(7) FASB Statement No. 121, par. 7.

なお、資産の公正価値については、強制的売却や清算目的の売却以外の自発的に取引を行う集団間の現在の売買金額であり、利用可能な場合は活動的市場の公開市場価格 (quoted market price) が最善の証拠であると説明されている。また、公開市場価格が利用できない場合は、公正価値はその環境下の最善の情報に基づいて見積もるものとされている (*Ibid.*, par. 7.).

(8) *Ibid.*, par. 8.

(9) *Ibid.*, pars. 10 and 15.

(10) *Ibid.*, par. 11.

(11) *Ibid.*, par. 13.

営業利益のような小計は要求されないが、そのような小計があればこの減損はそこに含めなければならない。また、非営利組織では活動報告書 (statement of activities) に同様の報告をするものとされている。*(Ibid.*, par. 13.).

くわえて、以下の項目を財務諸表で開示することが求められている (*Ibid.*, par. 14.).

a. 減損のある資産およびそのような減損につながった事実と環境についての記述
b. 減損損失額と公正価値の決定方法

c. 減損損失が損益計算書または活動報告書上で個別の見出しで表示されない、あるいはそれら計算書類上で挿入して報告されない場合は、それら計算書類上で減損損失が合算される場所の見出し

d. 可能であれば、影響を受ける事業セグメント

(12) 財務会計基準審議会 (FASB) の公開草案は、予定取引のキャッシュ・フロー・ヘッジでは、デリバティブの公正価値の変動をその他の包括利益 (稼得利益外) で報告するとしている。(Financial Accounting Standards Board, Exposure Draft, *Accounting for Derivative and Similar Financial Instruments and for Hedging Activities*, June 20, 1996, par. 24.)

また、財務会計基準審議会 (FASB) の基準セクション草案は、キャッシュ・フロー・ヘッジでは、デリバティブの利得・損失の有効部分をその他の包括利益に、そして非有効部分は稼得利益 (earnings) に報告するとしている。(Financial Accounting Standards Board, a Draft of the Standards Section of a Final Statement, *Accounting for Derivative Instruments and for Hedging Activities* (September 12, 1997 Version), August 29, 1997, par. 26.)

なお、以下の文献も参考にされたい。

拙稿「ヘッジ会計の展開」(加藤盛弘主査・日本会計研究学会スタディ・グルー

プロ中間報告『会計における将来予測要素の導入・拡大の研究』第7章、1997年9月10日)

拙稿「FASB のデリバティブ会計基準開発動向——FASB 基準セクション草案を中心にして——」(『高知論叢』第62号、1998年6月)

- (13) FASB Statement No. 121, par. 12.
- (14) Accounting Principles Board, Opinion No.30, *Reporting the Results of Operations – Reporting the Effects of Disposal of a Segment of a Business, and Extraordinary, Unusual and Infrequently Occurring Events and Transactions*, pars. 13-16.
- (15) FASB Statement No. 121, par. 15.
- (16) *Ibid.*, par. 16.
- (17) *Ibid.*, par. 17.
- (18) *Ibid.*, par. 18.

営業利益のような小計は要求されないが、そのような小計があればこの利得または損失はそこに含めなければならない。また、非営利組織では活動報告書 (statement of activities) に同様に報告するものとされている (*Ibid.*, par. 18.)。くわえて、以下の項目を財務諸表で開示することが求められている (*Ibid.*, par. 19.)。

- a. 処分目的の資産、予想される処分につながった事実と環境、処分予想日、ならびにそれら資産の繰越額についての記述
- b. 可能であれば、処分目的の資産を保有する事業セグメント
- c. あれば、本ステイトメントのパラグラフ15の適用からもたらされる損失
- d. あれば、本ステイトメントのパラグラフ17の適用から発生する処分目的の資産の繰越額の変動からもたらされる利得または損失
- e. (c)と(d)の利得または損失が損益計算書または活動報告書上で個別の見出しで表示されない、あるいはそれら計算書類上で挿入して報告されない場合、それら計算書類上で(c)と(d)の利得または損失が合算される場所の見出し
- f. 処分目的の資産に関わる営業成績が実体のその期の営業成績に含められ、確認できる範囲内での、その処分目的資産に関わる営業成績